

■使用料等の一覧表

(単位：円)

施設名	種別・区分		適用	料金	備考
トヨタ紡織東北サンシャインアリーナ (北上総合体育館)	大アリーナ	一般	貸切・1時間までごとに	3,770	①大アリーナの3分の2、2分の1及び3分の1を使用する場合、この表により算定した額のそれぞれの3分の2、2分の1、3分の1の額とする。 ②冷暖房使用時には5割相当額を加算
		高校生以下	貸切・1時間までごとに	1,250	
	小アリーナ	一般	貸切・1時間までごとに	1,250	暖房使用時には5割相当額を加算
		高校生以下	貸切・1時間までごとに	410	暖房使用時には5割相当額を加算
		一般	個人・1時間までごとに	150	
		高校生以下	個人・1時間までごとに	50	
	トレーニングルーム	一般	1人・1回	310	
		高校生以下	1人・1回	100	
	会議室		1時間までごとに	780	
	クライミングボード		1人・1回	310	
	放送設備		1式・1回	1,570	
	電光得点掲示板	一般	1台・1時間までごとに	470	
		高校生以下	1台・1時間までごとに	150	
	移動ステージ	一般	1台・1回	410	
		高校生以下	1台・1回	130	
	フロアシート	一般	1枚・1回	150	
		高校生以下	1枚・1回	50	
	持込み電気機器の電気使用	一般	1kw・1時間までごとに	150	
		高校生以下	1kw・1時間までごとに	50	
	室内走路	一般	1人・1回	310	
		高校生以下	1人・1回	100	
ウエスタンデジタルスタジアムきたかみ (北上陸上競技場)	陸上競技大会に使用	一般	半日までごとに	30,800	①放送設備、競技用具、会議室、電光掲示板及び競技運営システム等の料金並びに北上陸上補助競技場及び北上第1運動場の料金を含む ②アマチュアスポーツ以外での使用時には2倍相当額を加算
		高校生以下	半日までごとに	15,400	
	陸上競技以外の大会に使用	一般	半日までごとに	18,850	①放送設備、会議室及び電光掲示板を含む ②アマチュアスポーツ以外での使用時には2倍相当額を加算
		高校生以下	半日までごとに	9,420	
	団体使用(1回につき)	一般	15人から30人まで	8,480	団体は15人以上とし、他の利用者と共同利用とする
			31人から60人まで	17,490	
			61人以上	34,460	
		高校生以下	15人から30人まで	2,820	
			31人から60人まで	5,760	
			61人以上	11,410	
	個人使用(1回につき)	一般		620	
		高校生以下		200	
	室内走路	一般	1人・1回	310	午後5時以降の使用時には5割相当額を加算
		高校生以下	1人・1回	100	午後5時以降の使用時には5割相当額を加算
	第1会議室		1時間までごとに	780	
	第2会議室		1時間までごとに	780	
	第3会議室		1時間までごとに	780	
	陸上競技用具		1件・1回	150	

施設名	種別・区分		適用	料金	備考
北上陸上補助競技場	陸上競技以外 の大会に使用	一般	1時間までごとに	2,090	①放送設備及び競技用具等一切を含む ②アマチュアスポーツ以外での使用時には1時間につき2倍相当額を加算
		高校生以下	1時間までごとに	1,040	
	団体使用（1回につき）	一般	15人から30人まで	4,190	
			31人から60人まで	8,690	
			61人以上	17,180	
		高校生以下	15人から30人まで	1,360	
			31人から60人まで	2,820	
			61人以上	5,650	
	個人使用（1回につき）	一般		310	他の利用者と共同利用とする
		高校生以下		100	
	陸上競技用具		1件・1回	150	
	夜間照明施設		1時間までごとに	2,350	
北上第1運動場	一般		貸切・1時間までごとに	620	北上陸上競技場と併せて陸上競技大会に使用する場合を除く
	高校生以下		貸切・1時間までごとに	200	
TBソーテック東北 COCORUフィールド （北上第2運動場）	一般		貸切・1時間までごとに	3,050	競技場の2分の1を使用する場合、この表により算定した額のそれぞれの2分の1の額とする
	高校生以下		貸切・1時間までごとに	1,520	
	夜間照明施設	全面点灯	1時間までごとに	2,000	
		半面点灯		1,000	
北上第3運動場	一般		貸切・1時間までごとに	620	
	高校生以下		貸切・1時間までごとに	200	
	夜間照明施設		1時間までごとに	2,820	

※1 原則として、市外の者（成田スポーツ交流館については、花巻市成田に住所を有するものを除く。）が使用する場合は、規定の2倍の使用料となります。（夜間照明施設及び冷暖房費を除く。）

※2 原則として、物品の販売や商行為を行う場合は、規定の5倍使用料となります。